

件名	障害者就業・生活支援センターについて
受付日	令和4年6月7日
ご意見・ご提案の概要	<p>岐阜県内で岐阜地区だけ障害者就業・生活支援センターが2ヶ所あるが、2ヶ所も必要なのか。</p> <p>他の地区は1ヶ所であるため、岐阜地区も1ヶ所にまとめたほうが良いと考える。</p>
県の考え方	<p>県では、県内を5つの障害保健福祉圏域に分けており、それぞれに障害者就業・生活支援センターを指定しています。</p> <p>このうち、岐阜圏域については、人口、事業所数ともに県内のおよそ4割を占め、他の圏域に比べて突出して多くなっており、1箇所のセンターだけでは増大する障がい者の就労支援ニーズにきめ細かく対応することが難しくなっていました。</p> <p>こうした中、平成27年に国が人口の多い圏域について複数のセンター設置を認めたことから、岐阜圏域の状況に対応するため、平成28年に1箇所を追加指定して2箇所としたものです。</p>
担当課	商工労働部 労働雇用課